

大分県報

令和八年
第七一三号
六月十二日

（金曜日）

目次

告示

- 土地改良区の定款変更認可（四件）……………一
- 大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………一
- 大分港大在地区コンテナターミナル使用料の徴収事務の委託……………二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………二
- ハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………八

公告

- 競争入札参加者の資格に関する公示……………八
- 一般競争入札の実施……………九
- 令和八年度クリーニング師試験の実施……………一
- 土地改良区の役員の退任……………一三
- 土地改良区の役員の就退任（六件）……………一三
- 開発行為の完了……………一五

○告示

大分県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和八年六月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名 所在地

白水井路土地改良区

竹田市

認可年月日

令八・五・二八

令和八年六月十二日

大分県報（告示）

大分県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和八年六月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名 所在地

野津土地改良区

白杵市

認可年月日

令八・五・一五

大分県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和八年六月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名 所在地

富士緒井路土地改良区

豊後大野市

認可年月日

令八・五・二八

大分県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和八年六月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名 所在地

宇佐土地改良区

宇佐市

認可年月日

令八・五・二九

大分県告示第二百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和八年六月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
公益財団法人森林ネットおおいた

大分市花園二丁目六番四十六号

- 二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和八年四月一日

- 三 委託をした日

令和八年四月一日

- 四 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分県告示第二百四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に大分港大在地区コンテナターミナルの港湾施設の使用に係る使用料及び当該使用料に係る延滞金の徴収事務を委託した。

令和八年六月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

株式会社大分国際貿易センター

大分市大字大在六番地

- 二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和八年四月一日

- 三 委託をした日

令和八年四月一日

- 四 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分県告示第二百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和八年六月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考
城後川	竹田市 直入町 大字長 湯及び 大字上 田北	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	(「別図」は、省略し、竹田土木事務所に備えて縦覧に供する。)
② 城後川	竹田市 直入町 大字長 湯及び 大字上 田北	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
沢水川	竹田市 直入町 大字長 湯	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
② 栃原川	竹田市 直入町 大字長 湯	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
③ 栃原川	竹田市 直入町 大字長 湯	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
有氏	竹田市 久住町 大字有	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

小倉②	塔立	八山	柚木③	栢木⑤	馬場②	石原	② 塔の原	有氏②
木 大字 久住町 竹田市	木 大字 久住町 竹田市	木 大字 久住町 竹田市	木 大字 久住町 竹田市	木 大字 久住町 竹田市	木 大字 久住町 竹田市	氏 大字 久住町 竹田市	氏 大字 久住町 竹田市	氏 大字 久住町 竹田市
区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和八年六月十二日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

仲村③	新町③	田向町	西⑥	上坂田	東①	久保②	平井	⑦ 浦久保	小倉④	小倉③
住 竹田市 大字 久住町	住 竹田市 大字 久住町	竹田市 大字 久住町	坂田 大字 久住町	竹田市 大字 久住町	坂田 大字 久住町	竹田市 大字 久住町	竹田市 大字 久住町	竹田市 大字 久住町	竹田市 大字 久住町	竹田市 大字 久住町
区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報 (告示)

日向③	辛味②	小野田②	築瀬⑤	久木野④	竹ノ迫	芋作③	中村④	鳥越②
町赤石 前津江 日田市	村栃野 中津江 日田市	村栃野 中津江 日田市	村栃野 中津江 日田市	天瀬町 日田市	天瀬町 日田市	天瀬町 日田市	天瀬町 日田市	天瀬町 日田市
区域 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和八年六月十二日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

二又③	二又②	古園⑤	林	桑木③	赤石本 村④	赤石本 村③	堂尾③	日向⑤	日向④
日田市	村栃野 中津江 日田市	日田市 天瀬町 赤岩及 び桜竹	日田市 前津江 町赤石	日田市 前津江 町赤石	日田市 前津江 町赤石	日田市 前津江 町赤石	日田市 前津江 町赤石	日田市 前津江 町赤石	日田市 前津江 町赤石
土砂災害警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報 (告示)

株木①	岩伏川②	台川②	奥畑川②	神谷川④	中摩下川	白地川④	小杉川④	小杉川③	
深耶馬 町大字 耶馬溪	中津市 山国町 中摩	中津市 山国町 中摩	中津市 山国町 中摩	中津市 山国町 中摩	中津市 山国町 中摩	中津市 山国町 中摩	中津市 耶馬溪 町大字 山移	中津市 耶馬溪 町大字 山移	山移
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域
急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和八年六月十二日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

松尾⑬	快田①	宮ノ本①	井ノ迫③	井ノ迫②	井ノ迫①	前畑①	原①	井場ノ	内川野④	柿山①
中津市 大島	中津市 耶馬溪 町大字	中津市 耶馬溪 町大字	中津市 耶馬溪 町大字	中津市 耶馬溪 町大字	中津市 耶馬溪 町大字	中津市 耶馬溪 町大字	中津市 耶馬溪 町大字	中津市 耶馬溪 町大字	中津市 耶馬溪 町大字	中津市 耶馬溪 町大字
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報 (告示)

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○ 公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和八年六月十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類

大分県庁舎電話交換設備等賃貸借業務

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準

小出②	中津市 本耶馬 溪町跡 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
東谷奥 畑	中津市 本耶馬 溪町東 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
内ヶ畑	中津市 本耶馬 溪町樋 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
多志田	中津市 本耶馬 溪町多 志田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

大分県告示第二百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者にハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和八年六月十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

株式会社サンリオエンターテイメント

東京都多摩市落合一丁目三十一番地

二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日

四 委託期間

年度」という。)の販売実績や契約実績をいう。)

(三) 経営規模

- (1) 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)
- (2) 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)
- (四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)
- (五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七―五〇六―二九六八

3 申請の時期

令和八年六月十二日から同月十九日まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。
なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までに掲げる者に該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年6月12日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

大分県庁舎電話交換設備等賃貸借業務

(2) 契約期間

令和9年11月1日から令和16年10月31日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

ただし、契約締結日から令和9年10月31日までの間、搬入、調整及び試験運用期間として、この間の賃借料は発生しないものとする。

(3) 納入場所

大分県庁舎本館電話交換機室

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるものほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)(以下「運用基準」という。)による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを待てい

<p>る者であること。</p> <p>(4) この公告の日から10に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(6) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。</p> <p>(7) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類（カタログ等）を令和8年7月1日（水）午後5時までに大分県総務部行政企画課行政企画班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。</p> <p>(8) 納入した機器の故障時には、その復旧に迅速に対応することができる者であること。</p> <p>4 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>電子入札システムにより入札参加申請を、令和8年7月8日（水）午後5時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）2部及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和8年7月8日（水）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により次の提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県総務部行政企画課行政企画班</p>	<p>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2239 e-mail:a11100@pref.oita.lg.jp</p> <p>5 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和8年6月12日（金）から同月19日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p> <p>大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班（県庁舎本館2階） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2968</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>大分県ホームページ及び電子入札システム上に、令和8年7月23日（木）午前9時まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に示す再入札を行うときは、再入札の開札日まで延長する。</p> <p>7 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加承認の日から令和8年7月23日（木）午前9時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県総務部行政企画課行政企画班</p> <p>(2) 提出期限 入札参加承認の日から令和8年7月23日（木）午前9時までに必着のこと。</p> <p>10 電子入札システムによる開札</p>
---	---

<p>開札予定日時 令和8年7月23日(木) 午前10時</p> <p>11 再入札</p> <p>開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札の入札金額の入力期限及び開札日時を別途通知するものとする。</p>	<p>電話 097-506-2239 e-mail:al1100@prefoitajg.jp</p> <p>18 特約事項</p> <p>この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p>
<p>12 入札保証金に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第20条第3項第2号の規定により免除する。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額(年額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p>	<p>19 その他</p> <p>(1) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>20 Summary</p> <p>(1) Nature and Quantity of Products to be leased One set of Oita Prefectural Government Office Telephone Exchange equipment</p> <p>(2) Lease period From November 1 2027 to October 31 2034</p> <p>(3) Delivery point Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-Machi, Oita City, 870-8501</p> <p>(4) Time limit for tender 9:00 a.m. 23 July, 2026</p> <p>(5) Management Bureau Address Administrative Planning Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-Machi, Oita City, 870-8501 TEL 097-506-2239</p>
<p>14 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p>	<p>~~~~~</p> <p>令和八年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。</p> <p>令和八年六月十二日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>
<p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>(3) 再入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</p> <p>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>大分県総務部行政企画課行政企画班(県庁舎本館3階)</p>	<p>1 試験の日時及び場所</p> <p>1 日時 令和八年十月二日(金) 午後零時五十分から午後三時五十分まで</p> <p>2 場所 大分市大手町三丁目一番一号</p>

大分県庁舎新館十三階 一三三会議室

二 試験の内容

1 学科試験

- (一) 衛生法規に関する知識 二十問
 - (二) 公衆衛生に関する知識 二十問
 - (三) 洗濯物の処理に関する知識 二十問
- 2 実技試験

洗濯物の処理に関する技能 二十問

三 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条の規定に該当する者

2 クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）附則第五項の規定に該当する者

四 受験願書の提出先及び提出方法

県内に住所又は就業地を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇一）に持参又は郵送により提出すること。

保健所に持参により提出すること。

県外に住所及び就業地を有する者 大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇一）に持参又は郵送により提出すること。

又は郵送により提出すること。

五 受験願書等の受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和八年七月二十一日（火）から同年八月十七日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

なお、郵送の場合は、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きの上、郵便為替又は現金書留郵便で送付すること（令和八年八月十七日（月）までの消印があるもの）に限り受け付ける。また、ファックス又は電子メールによる受験願書の提出は、受け付けない。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 提出書類

1 受験願書（クリーニング業法施行細則（昭和四十年大分県規則第十号）第九号様式）

2 履歴書

3 写真一枚（出願前六箇月以内に撮影した上半身・正面・無帽、サイズ縦四・五センチメートル・横三・五センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

4 最終学歴を証する卒業証書の写し又は卒業証明書。ただし、クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項第六号の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者については、当該認定書の写し

七 受験手数料

七千七百円（受験願書に添えて納入すること。なお、一旦納入した手数料は、返還しない。）

八 受験願書等提出上の注意事項

1 卒業証書又は認定書の写しを提出する場合は、受験願書の提出先において原本を提示し、原本と相違ない旨の記載及び押印を受けること。

2 提出書類と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出すること。

3 受験願書に記載する住所は、「〇〇方」、「〇〇クリーニング所」等、郵便が確実に届くよう明記すること。

4 受験願書に個人番号を記載すること。受験願書の受付時に個人番号を確認するため、個人番号カード又は個人番号が記載された住民票及び運転免許証その他の交付を受けている者の写真の表示がある書類を提示すること。郵送の場合は、これらの写しを添付すること。

九 試験通知書

試験日前までに、受験資格があると認めた者に対して、受験番号を記入した試験通知書を、大分県生活環境部食品・生活衛生課から送付するので、試験当日必ず持参すること。

十 その他

1 試験について不明な点がある場合は、最寄りの保健所（大分市保健所を除く。）又は大分県生活環境部食品・生活衛生課に問い合わせること。

2 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及び宛先を明記し、百十円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

3 電子メールでの問合せは、a13910@prefotai.jp に行ってください。

4 受験に関する注意事項及び連絡事項は、試験通知書送付の際に受験者宛て通知するとともに大分県のホームページに掲載する。



土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、日田市土地改良区（日田市）から、退任役員の名氏及び住所について次のとおり届出があった。
令和八年六月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

役名	氏名	住	所
理事	武内 諭吉	日田市大字三和六三二番地	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、高柴土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の名氏及び住所について次のとおり届出があった。
令和八年六月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

役名	氏名	住	所
理事	柴山 幸博	豊後大野市千歳町柴山三七四の一	
〃	後藤 義弘	〃 千歳町高畑一〇七〇番地	
〃	石川 孝義	〃 千歳町柴山四八四	
〃	足立 照典	〃 千歳町高畑四三七番地一	
〃	加藤 三男	〃 千歳町高畑七〇九番地	
監事	小田部 等	〃 千歳町高畑七九四番地	
〃	柴山 ゆかり	〃 千歳町柴山八二二番地	
〃	益永 孝則	〃 千歳町柴山七四六番地	

(就任役員)			
役名	氏名	住	所
理事	柴山 幸博	豊後大野市千歳町柴山三七四の一	
〃	後藤 義弘	〃 千歳町高畑一〇七〇番地	
〃	石川 孝義	〃 千歳町柴山四八四	
〃	足立 照典	〃 千歳町高畑四三七番地一	
〃	加藤 三男	〃 千歳町高畑七〇九番地	
監事	小田部 等	〃 千歳町高畑七九四番地	
〃	柴山 ゆかり	〃 千歳町柴山八二二番地	
〃	益永 孝則	〃 千歳町柴山七四六番地	

役名	氏名	住	所
理事	後藤 勝美	豊後大野市千歳町高畑一〇七五番地	
〃	足立 寛	〃 千歳町高畑三七一番地	
〃	一宮 壽美子	〃 千歳町高畑四二九番地	
〃	柴山 茂行	〃 千歳町柴山八二〇番地	
〃	柴山 治己	〃 千歳町柴山三四二番地	
監事	加藤 至誠	〃 千歳町高畑九三一一番地	
〃	宇土 安賀	〃 千歳町柴山四七九番地	
〃	益永 孝則	〃 千歳町柴山七四六番地	

(退任役員)			
役名	氏名	住	所
理事	柴矢 保則	佐伯市弥生大字上小倉七六七番地	
〃	萩 幸男	佐伯市弥生大字上小倉五七八番地	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、弥生土地改良区（佐伯市）から、退任役員及び就任役員の名氏及び住所について次のとおり届出があった。
令和八年六月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

(就任役員)			
役名	氏名	住	所
理事	柴矢 保則	佐伯市弥生大字上小倉七六七番地	
〃	萩 幸男	佐伯市弥生大字上小倉五七八番地	

った。

令和八年六月十二日

（退任役員）

役員

氏名

住

所

理事

矢方功二

玖珠郡九重町大字田野一四四九番地

（就任役員）

役員

氏名

住

所

理事

矢方盛士

玖珠郡九重町大字田野一四四九番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、塚田土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和八年六月十二日

（退任役員）

役員

氏名

住

所

理事

川村平一

日田市天瀬町塚田一六九番地一

〃

大村英二

〃 天瀬町塚田一六九八番地六

〃

宮崎仁司

〃 天瀬町塚田一五三六番地

〃

小畑己智也

〃 天瀬町塚田一一三七番地二

〃

音成正明

〃 天瀬町塚田一三九八番地

〃

山本儀信

〃 天瀬町塚田八〇九番地

〃

森川重信

〃 天瀬町塚田一五六一番地一

〃

小野高住

〃 天瀬町塚田二九七番地

〃

松本正晴

〃 天瀬町塚田二五九番地

〃

大塚憲城

〃 天瀬町塚田一三五二番地

〃

河津隆明

〃 天瀬町出口一七五六番地

（就任役員）

役員

氏名

住

所

理事

川村平一

日田市天瀬町塚田一六九番地一

〃

小野高住

〃 天瀬町塚田二九七番地

〃

宮崎仁司

〃 天瀬町塚田一五三六番地

〃

大村英二

〃 天瀬町塚田一六九八番地六

〃

音成正明

〃 天瀬町塚田一三九八番地

〃

山本儀信

〃 天瀬町塚田八〇九番地

〃

森川重信

〃 天瀬町塚田一五六一番地一

〃

小畑己智也

〃 天瀬町塚田一一三七番地二

〃

林政広

〃 天瀬町塚田九四四番地

〃

山本廣信

〃 天瀬町塚田八〇二番地

〃

伊東忠信

〃 天瀬町出口三三五五番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、玖珠町土地改良区（玖珠町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和八年六月十二日

大分県知事 佐藤樹一郎

